
令和 8 年度 第 1 回 高槻市下水道等事業審議会

(下水河川企画課・下水河川事業課)

令和8年6月30日

開催日

議題等

令和7年度	7月 4日	第1回審議会	・下水道等事業の概要と現況について ・下水道等事業会計の概要と経営状況について
	9月29日	第2回審議会	・投資計画（主に汚水）について ・財政計画について
	12月25日	第3回審議会	・経営改善策、経営目標（主に財務関係）について ・使用料に関する本市の状況について
令和8年度	6月30日	第1回審議会	・流域下水道中期計画等を踏まえた財政計画の見直しについて ・総合雨水対策アクションプラン改訂の報告について
	9月	第2回審議会	・第2次高槻市下水道等事業経営計画（案）の提示
	10月	答申	・第2次高槻市下水道等事業経営計画（案）の答申
	12～1月	パブリックコメント実施	
	1月	（予備）審議会	必要があれば開催
	3月	第2次高槻市下水道等事業経営計画の策定	

目 次

1. 流域下水道中期計画等を踏まえた財政計画の見直しについて
2. 総合雨水対策アクションプラン改訂の報告について

流域下水道中期計画等を踏まえた
財政計画の見直しについて

概要

- 令和7年度第2回審議会では、令和7年8月に示された流域下水道中期計画を基に財政計画を策定。

⇒今後の見通しとして、第2次経営計画の中間見直し後の、令和14年度頃に収支改善について検討することを想定していた。

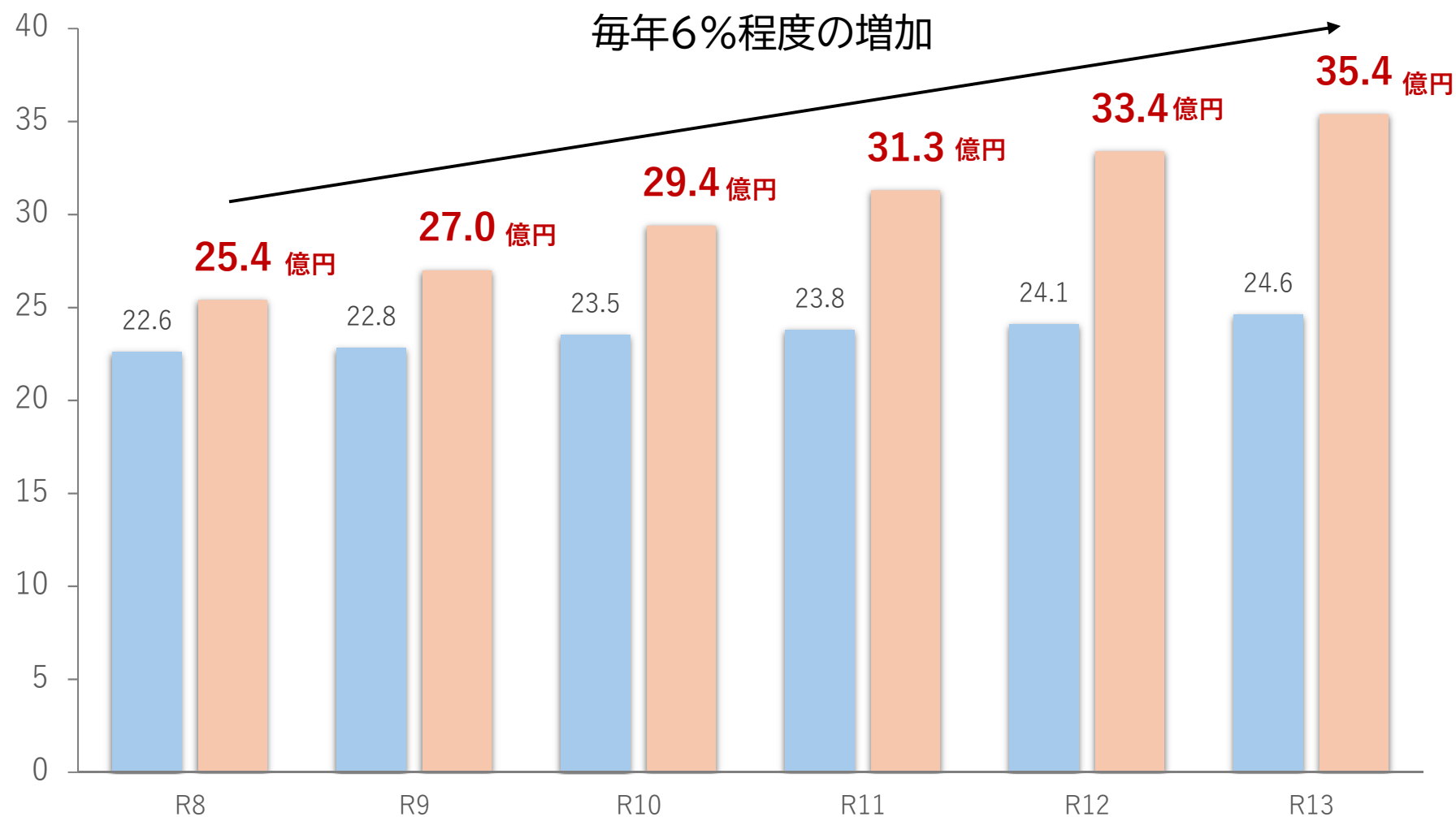
- しかし、**令和8年3月**に大阪府から**当初の予想を大幅に上回る流域下水道維持管理負担金**が提示されたことで、**財政計画の見直し（収支改善の前倒し）**を行う必要が生じている。

流域下水道維持管理負担金の推移

2

維持管理負担金
本市負担見込額

(単位：億円)



■ 令和7年8月提示
(中期計画) ■ 令和8年3月
(中期計画)

流域下水道維持管理負担金について、大阪府
推計額に本市の負担割合を掛けて算出。

<費用・事業費の設定>

■流域負担金：(R8～R13) 大阪府が設定 (物価上昇率6%)

(R14～) 上記同様に想定

■本市の経費

○人件費： 賃金上昇率6% (府流域負担金・国交省の労務単価上昇率と同様)

○その他経費： 物価上昇率6% (府流域負担金・国交省の労務単価上昇率と同様)

○建設事業費： * 上記と同様

<企業債の設定>

■借入期間：40年(想定利率3.5%) → **10年(想定利率2.5%)**

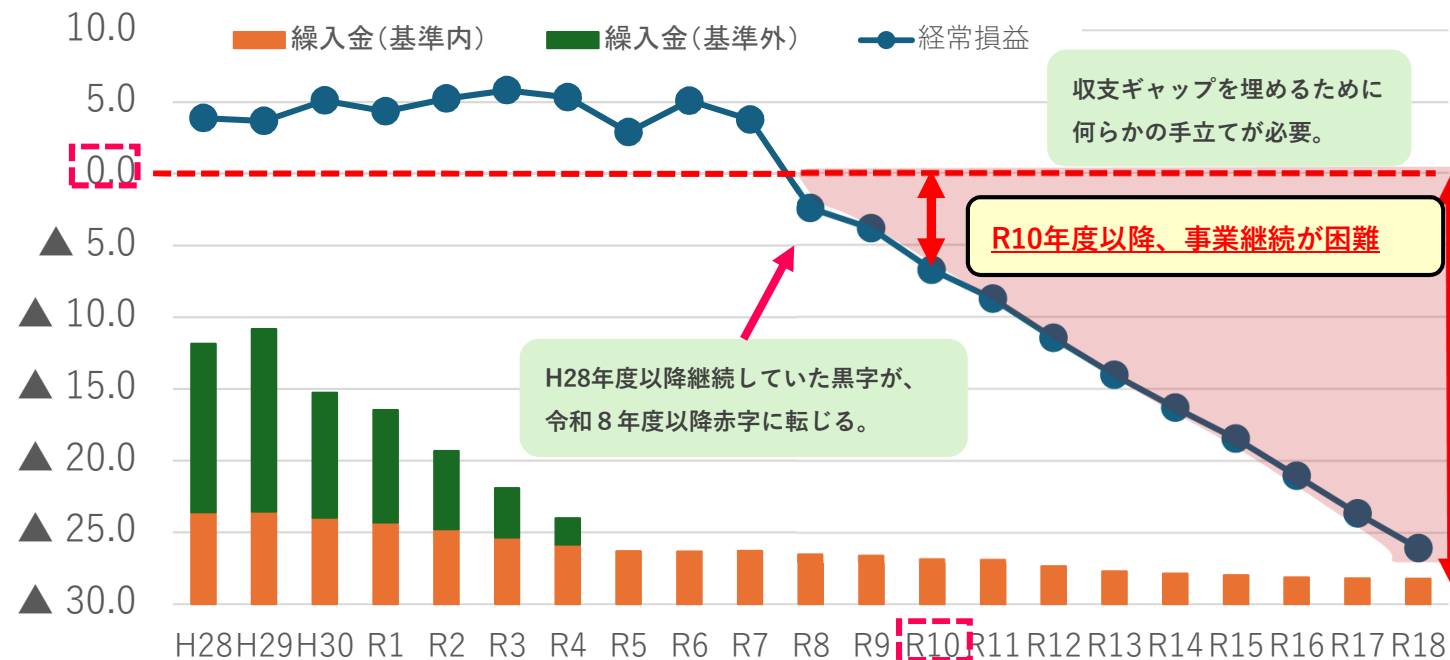
(長期金利が上昇傾向にあることから想定利率を見直す。また、借入期間短縮による支払利息負担の軽減を図る。)

収支見通し

4

経常損益

(単位：億円)



R10で累積欠損金が発生し、現金預金残高がほぼゼロ。
↓
R10年度以降、事業継続が困難

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
経常損益	3.8	▲ 2.5	▲ 3.9	▲ 6.7	▲ 8.7	▲ 11.5	▲ 14.0	▲ 16.3	▲ 18.5	▲ 21.1	▲ 23.7	▲ 26.1
未処分利益剰余金 (▲は累積欠損金)	7.9	5.4	1.5	▲ 5.2	▲ 14.0	▲ 25.4	▲ 39.4	▲ 55.8	▲ 74.2	▲ 95.3	▲ 118.9	▲ 145.0
現金預金残高	17.0	8.5	5.0	0.4	▲ 4.1	▲ 8.2	▲ 10.7	▲ 12.8	▲ 14.7	▲ 16.7	▲ 18.8	▲ 20.9
繰入金	4.7	4.4	4.3	4.0	3.9	3.3	2.9	2.7	2.5	2.3	2.3	2.2

分流式下水道等に要する経費について

収支見通しでは、経費が大幅に増加し、汚水処理原価が150円/㎥を超える見込であることから、制度としては既にあったものの、本市においてはこれまで対象外であった、分流式下水道等に要する経費が基準内繰入金の対象となる。

種 別	内 容	備 考
基準内繰入金 (一般会計からの負担が認められている経費)	雨水処理に要する経費	既投入
	汚水処理のうち高度処理に要する経費	既投入
	分流式下水道等に要する経費 (=汚水処理原価150円/㎥を超える額)	新
基準外繰入金	基準内繰入金以外のもの	未投入

(例) 汚水処理原価170円/㎥になった場合

(汚水処理原価) 170円/㎥

(分流式下水道等に
要する経費の基準) 150円/㎥

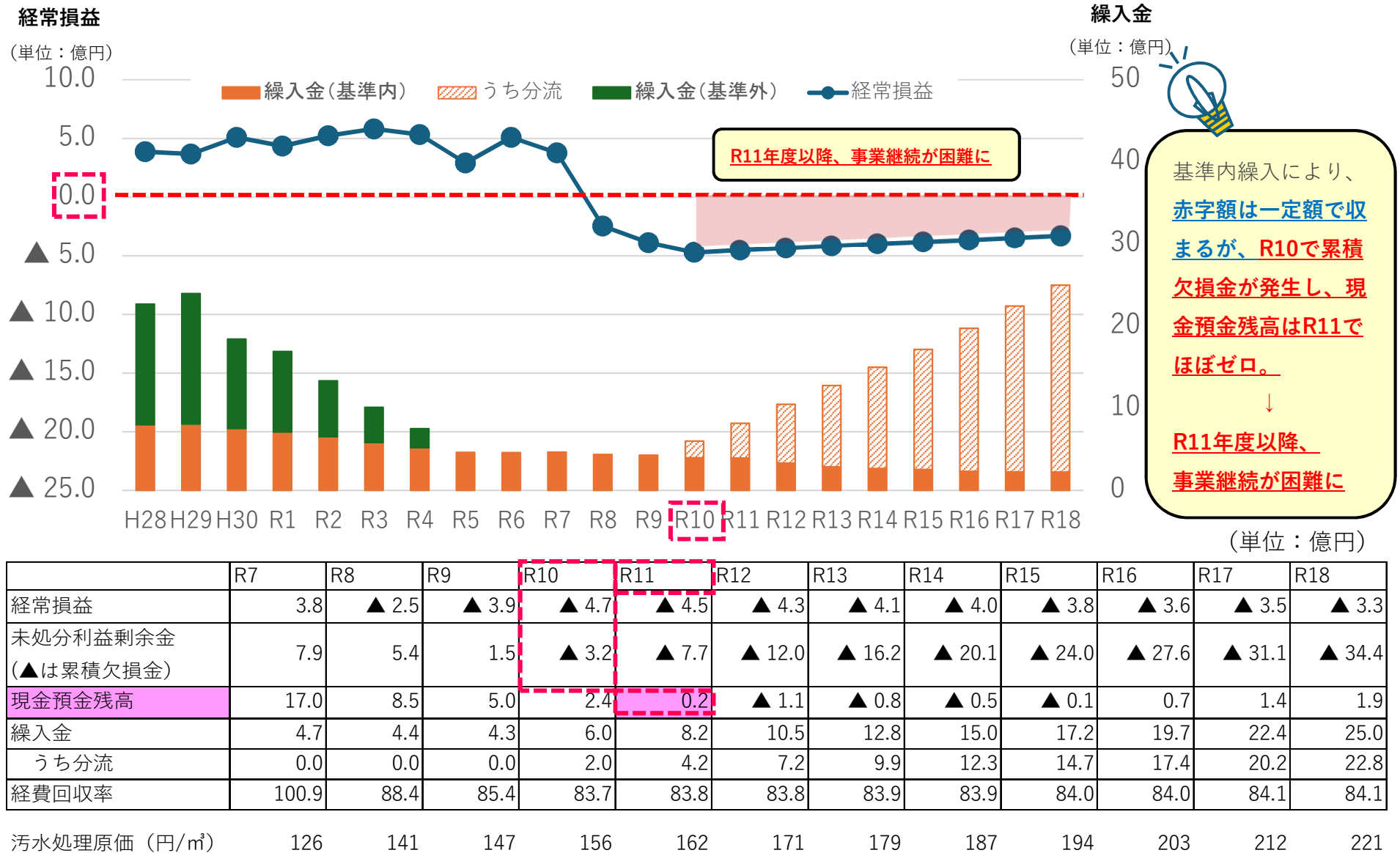
(使用料単価R7実績) 126円/㎥

基準内繰入

赤字

汚水処理原価が150円/㎥を超える部分については、分流に要する経費として、一般会計から基準内繰入(営業外収益)として繰入することができる。

収支見通し 基準内繰入(分流式下水道等に要する経費)を投入した場合

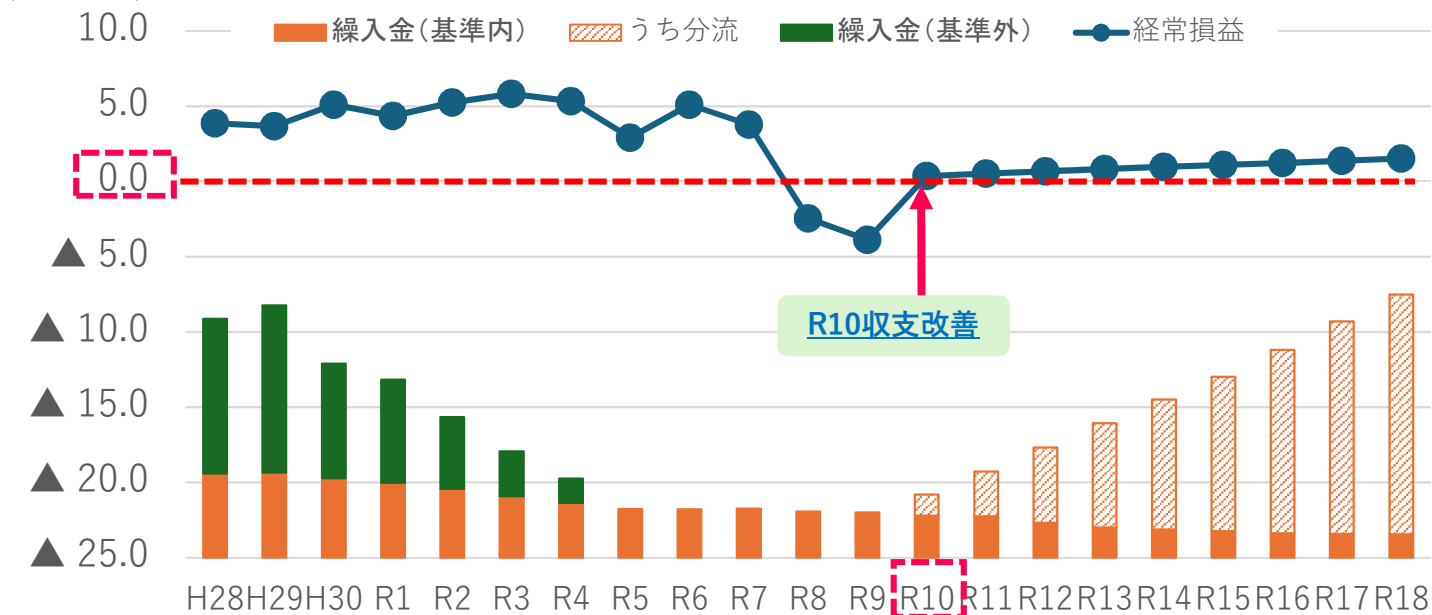


- 新たな前提条件で、収支見通しを試算した結果、令和8年度で経常赤字に転落後、令和10年度に**累積欠損金**が生じ、**資金残高がほぼゼロ**となる見込みである。
- また、分流式下水道等に要する経費に係る基準内繰入金を営業外収益に計上した場合、赤字幅は縮小するものの、状況は大きく変わらず、令和11年度には**資金残高がほぼゼロとなる**見込みであり、事業継続は困難となる。
- そのため、下水道等事業経営に大きな影響を及ぼす物価や労務単価の高騰など外部経営環境を注視しつつ、事業継続が可能になるよう、使用料改定も含めた収支改善について検討する。

収支改善案 基準内繰入＋更なる収支改善を行った場合

経常損益

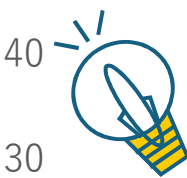
(単位：億円)



繰入金

(単位：億円)

50



赤字解消のため、**R10**に収支改善した場合、未処分利益剰余金や、現金預金残高が確保され、事業継続できる。

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
経常損益	3.8	▲ 2.5	▲ 3.9	0.4	0.5	0.7	0.9	1.0	1.1	1.3	1.4	1.5
未処分利益剰余金	7.9	5.4	1.5	1.9	2.4	3.1	4.0	4.9	6.1	7.3	8.7	10.2
現金預金残高	17.0	8.5	5.0	7.5	12.5	17.5	22.5	27.5	32.4	37.3	42.2	47.0
繰入金	4.7	4.4	4.3	6.0	8.2	10.5	12.8	15.0	17.2	19.7	22.4	25.0
うち分流	0.0	0.0	0.0	2.0	4.2	7.2	9.9	12.3	14.7	17.4	20.2	22.8
収支改善必要額	0.0	0.0	0.0	5.1	5.0	5.0	5.0	5.0	4.9	4.9	4.8	4.8